

## 総務政策委員会記録

開会年月日	平成 28 年 10 月 6 日
開会時刻	午前 9 時 58 分
閉会時刻	午前 10 時 26 分
出席委員名	◎福井 輝夫 ○野崎 隆太 鈴木 豊司 吉井 詩子
	岡田 善行 黒木騎代春 西山 則夫 工村 一三
	世古口新吾
	中山 裕司 議長
欠席委員名	なし
署名者	鈴木 豊司 吉井 詩子
担当書記	山口 徹
審査案件	議案第 78 号 平成 28 年度伊勢市一般会計補正予算第 2 号中 総務政策委員会関係分
	議案第 82 号 伊勢市市税条例等の一部改正について
	議案第 83 号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について
	平成 28 年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況 等の報告について
説明員	総務部長、総務課長、課税課長
	情報戦略局長、企画調整課長
	その他関係参与

## 審査経過

福井委員長が開会を宣言し、会議録署名者に鈴木委員、吉井委員を指名した。

その後、直ちに議事に入り、去る9月20日の本会議において審査付託を受けた「議案第78号平成28年度伊勢市一般会計補正予算（第2号）中、総務政策委員会関係分」「議案第82号伊勢市市税条例等の一部改正について」「議案第83号伊勢市手数料徴収条例の一部改正について」の以上3件を審査し、議案第78号、議案第83号については、全会一致で原案どおり可決すべしと、議案第82号については、賛成多数で原案どおり可決すべしとそれぞれ決定し、委員長報告文の作成については、正副委員長に一任することで決定した。

また、付託案件の審査終了後、「平成28年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」は、報告事業（6事業）の決定と閉会中の継続調査事項として、申し出することに決定し、委員会を閉会した。

開会 午前9時58分

### ◎福井輝夫委員長

ただいまから、総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名は委員長において、鈴木委員、吉井委員の御両名を指名いたします。

本日御審査いただきます案件は、去る9月20日の本会議におきまして、総務政策委員会に審査付託を受けました、「議案第78号平成28年度伊勢市一般会計補正予算（第2号）中、総務政策委員会関係分」、「議案第82号伊勢市市税条例等の一部改正について」及び「議案第83号伊勢市手数料徴収条例の一部改正について」の3件と、「平成28年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」の以上合わせて4件であります。

お諮りいたします。

審査の方法については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。

そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申し出がありました。が、随時行いたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

### 【議案第78号平成28年度伊勢市一般会計補正予算第2号中、総務政策委員会関係分】

### ◎福井輝夫委員長

それでは、はじめに「議案第78号平成28年度伊勢市一般会計補正予算（第2号）中、総務政策委員会関係分」を御審査願います。

審査の便宜上、歳出から審査に入ります。  
補正予算書の12ページをお開きください。  
12ページから13ページの款2総務費を款一括で御審査願います。  
御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、款2総務費を終わります。  
次に、22ページをお開きください。  
22ページから23ページの款10消防費を款一括で御審査願います。  
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、款10消防費の審査を終わります。  
次に、34ページをお開きください。  
34ページから35ページの款15予備費を款一括で御審査願います。  
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、款15予備費の審査を終わります。  
以上で、歳出の審査を終わります。  
次に、10ページにお戻りください。  
10ページから11ページの歳入の審査を一括で御審査願います。  
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、歳入の審査を終わります。  
次に1ページにお戻りいただき、1ページから5ページの条文の審査に入ります。  
条文の審査についても条文一括でお願いします。  
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、条文の審査を終わります。

以上で「議案第78号平成28年度伊勢市一般会計補正予算(第2号)中、総務政策委員会関係分」の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第78号平成28年度伊勢市一般会計補正予算(第2号)中、総務政策委員会関係分」については、原案どおり可決すべきと決定いたしまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第82号伊勢市市税条例等の一部改正について】

◎福井輝夫委員長

次に、条例等議案書の1ページをお開きください。

1ページから42ページの「議案第82号伊勢市市税条例等の一部改正について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

世古口委員。

○世古口新吾委員

おはようございます。今回の82号の条例につきましては、国の法律の地方税法の一部改正によるものであることが理解をしておりますが、今回の改正の中で、市民生活の特に市民生活に密着している関係につきましては、お伺いしたいと思います。

◎福井輝夫委員長

課税課長。

●世古口課税課長

世古口委員の御質問にお答えをいたします。

委員の御質問、今回の改正の中で、主に市民生活に関係してくるものということでございますけれども、今回、提案しております中で、市民の皆様に関係してくるものとして、個人

市民税の特定一般用医薬品等の購入費に係る医療費控除の特例の創設と、軽自動車税のグリーン化特例の延長と、この部分が特に関係してくるのではないかというふうに考えております。以上でございます。

◎福井輝夫委員長  
世古口委員。

○世古口新吾委員  
今回の改正の中におきまして、特に今影響があると考えられる2点について、もう少し詳しく説明していただけますか。

◎福井輝夫委員長  
課税課長。

●世古口課税課長

まず、個人市民税の特定一般用医薬品等購入に係る医療費控除の特例の創設についてでございますけれども、これにつきましては、特定健康診断や健診など、健康の保持、増進の取り組みや、疾病予防の取り組みをしていることを前提に、一定のスイッチO T C、いわゆる以前は、医療用の医薬品であったものが、一般薬品として購入されるようになりました。

それとあわせて、従前の売薬も含まれておりますけれども、ドラッグストアや薬局で購入できるようになったものについて、購入費に応じて、個人市民税の控除が受けられるようになるものでございます。

従来の医療費控除も、そのまま適用されるんでございますけれども、これは、どちらを使うかというのは選択制でございまして、重複の適用はできないこととなっております。

控除額は購入費、上限が10万円というふうになってございます。

そこから1万2,000円を引いた額ということでございますので、所得控除額の上限は8万8,000円ということでございます。

次に、グリーン化特例の延長でございます。

これにつきましては、既に、排ガス規制及び燃費性能に応じて、軽自動車税を軽減する制度といたしまして、28年度のみ適用として、ございますけれども、この制度、1年度、延長しようとするものでございます。以上でございます。

◎福井輝夫委員長  
世古口委員。

○世古口新吾委員  
答弁聞いておりますと、非常に市民との関係が多いということがわかります。  
この問題につきまして、導入時期とか、延長期間についてどうなっているのか、そういう点で確認したいと思いますが、再度お聞かせ願いたいと思います。

◎福井輝夫委員長  
課税課長。

●世古口課税課長

導入時期等の御質問ということでございますけれども、スイッチO T C薬等の購入の場合の医療費控除の創設ということでございますけれども、これは、平成29年1月1日から平成33年の12月31日までに支払った購入費が対象となってございます。

市民の皆様が、実際申告で制度を利用していただくようになるのは、平成29年中の所得に係る、平成30年度の市民税の申告になりますので、平成30年の2月の申告時期からこの制度を御利用いただくということになります。

また、グリーン化特例の延長につきましては、制度の延長ということでございまして、新たに28年の4月1日から平成29年の3月31日までの間が対象期間ということでございます。

なお、先ほどの医療費控除の創設につきまして、その申請、添付書類等につきましては、薬の購入に係る領収書の貼付、また、医療を受けたことを証する書類を付けるものということで、情報が入ってございますけれども、詳細については、まだ、正式な通知が来てございませんので、今後、情報収集して対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

◎福井輝夫委員長  
世古口委員。

○世古口新吾委員

グリーン化の関係につきまして1年延長ということでその点はわかりました。

市販薬の前入れ控除については、詳細がまだはっきりしておらないということでございますので、今後しっかりこの情報を収集しながら、市民の皆さんにどのように周知していくのか、いろいろ方法はあると思いますが、その辺をお聞かせください。

◎福井輝夫委員長  
課税課長。

●世古口課税課長

今後の情報収集に努めまして、この議会でお認めいただきましたら、広報いせ、またあるいはホームページ等を活用し、御案内をさせていただきたいというふうに考えてございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

◎福井輝夫委員長  
世古口委員。

○世古口新吾委員

ありがとうございました。やはり市民生活に密着している制度の改正でありますので、く

れぐれも市民への御案内を徹底していただきますよう、御指摘をして質問を終わりたいと思います。

◎福井輝夫委員長

他に発言ございませんか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

私も個人の市民税の特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除に関して、お伺いしたいと思います。

今、概略については御説明いただいたというふうに思いますけれども、この制度は、平成29年1月1日から33年12月31日までの期間内に限って、というふうにされていると思いますけれども、これについては特に理由とか、根拠みたいなん何かあるんでしょうか。

◎福井輝夫委員長

課税課長。

●世古口課税課長

対象期間の根拠ということでございますけれども、申しわけございません。その期間の根拠についてはちょっと情報として入っておりませんので、御了承いただきますようお願いいたします。

◎福井輝夫委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

わかりました。それでは、もう一つ、スイッチO T C薬の購入金額が、10万円未満の場合には、この制度を使うということがあると思うんですけれども、それ以外、以上の場合、医療費控除のほうになるかなと思うんですけれど、所得税とですね、市民税合わせて、伊勢市に対する影響っていうんですか、そんなような試算みたいな、もうあるんですかね。

◎福井輝夫委員長

課税課長。

●世古口課税課長

委員仰せられるように医療費控除が従前の制度と、また新たなスイッチO T Cの制度とできたことによって、今まで10万円いかなかった方で売薬を購入しとる方の分について、控除というのが発生するというふうには考えられますけれども、その部分の試算についてはしてございませんので、御了承賜りますようお願いをいたします。

◎福井輝夫委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

わかりました。先ほどまだ細かい情報については来てないということなんですけど、この4日付けで、何か事務連絡が出るとようなんですけど、これは説明されました領収書ですね、薬局の領収書、これについて非常に細かい記載事項を要求されておると思います。

幾つかありますけれども、例えば商品名の前に、この対象医薬品であるということがわかるような星印をつけるとか、あるいは、この対象商品のみ合計金額を、分けてレシートを発行するようにするとかね、結構、そういう点では薬局にもいろいろ手間がふえるんやないかと、実際システムがどんなになっているかわかりませんが、その点では何か特に配慮みたいなのは考えられているんでしょうか。

◎福井輝夫委員長

課税課長。

●世古口課税課長

委員おっしゃられますように、厚労省のホームページ等で販売側のレシートの様式等については、私も確認させていただいておるところでございますけれども、そのことに対して、事業所が今後どのように対応していくかというような詳細の部分については、市のほうにはまだ情報等ございません。

今後も情報収集に努めながら、事業所側へのアナウンスも含め、研究していきたいというふうに思っておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

◎福井輝夫委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

領収書とともにですね、もう一つの先ほど説明でもありました医療とか自己の健康管理に対してですね、セルフメディケーションっていうんですか、自己管理をしないとという人を前提に、これが適用されるということやと思うんですけど、そういうその健康の自己管理を行った証明、これが必要やということなんですけども、それは何か細かいことっていうのは全然まだわかってないんでしょうか。

◎福井輝夫委員長

課税課長。

●世古口課税課長

いわゆる健康の自己管理ということで、今回のこのスイッチOTC薬の控除を受ける条件といたしまして、特定健康診査、いわゆるメタボ健診、予防接種、定期健康診断、健康診査、

いわゆる人間ドックということでございます。

また、がん検診等ということで示されてございます。

今、つかんでおる情報といたしましては、今、申し上げましたものについて、受信、健診等行ったことを証する書類が必要ということで、今のところ確認しております。

その書類の様式、また記載事項等について、こうあらなければならないという部分については、まだこちらほう情報としてつかんでおりません。

今後も、情報収集に努めてまいりたいと思いますので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

◎福井輝夫委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

この条例がもし仮に通ったとしてもですね、この制度運用と同時に併走して準備もね、そういう意味では進めていかないかんことが多いと思うんですけど、この伊勢の事務的なですね負担も若干ふえてくるんやないかと、領収書の記載事項もかなり厳格な内容でありますし、その自己管理の証明書、これをチェックせなあかんので、ほとんどの人は税務署で確定申告をされるということなんで、伊勢へ回ってくるっていう方は限られとるんかもわかりませんが、一定あるやないかというふうにお伺いしております。

その辺での対応というのは、どのように考えていますか。

◎福井輝夫委員長

課税課長。

●世古口課税課長

委員仰せられますように、医療費控除のパターンが二つになるということで事務を行うにあたって、注意しなければならない部分、ふえてくるというふうに考えておりますけれども、そのことにつきましては、職員が情報を収集し、市民の皆様に迷惑かけることのないよう、またあるいは職員が適切な対応ができるように、準備をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

◎福井輝夫委員長

他に御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

他に発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

議案第82号に反対の立場で討論をさせていただきます。

今、質問させていただいたことにかかわってなんですが、この条例案は説明文に記載されているとおり、個人の市民税への特定一般用医薬品等購入費にかかわる医療費控除の特例の創設を含む条例の改正をしようとするものです。

この特定一般用医薬品は先ほどの説明でもお伺いしましたけども、スイッチOTC薬とも言われる、これまで医師の判断でしか使用できなかった医薬品を、薬剤師や登録販売者から、適切な情報提供を受け自己責任、自己判断で購入する薬のこととされているものです。

平成29年1月1日以降にスイッチOTC医薬品を購入した際に、その購入費用について、従来の医療費控除との完全選択制にとってという制限はついているものの、所得控除を受けることができるものです。

昨年の7月、大阪府保険医協会はOTCに関するアンケート調査を実施しています。

その集計結果によれば、OTC薬の服用で副作用や重症化して来院した患者について、3割の先生が実際に、副作用等による受診を経験していることが明らかになっています。

またOTC薬で医師の診療なしで、服用することに危険を感じるものはあるか、という設問には全体の75%の先生があるという回答を寄せています。

また消費者庁も、昨年4月に公表した事例で、市販薬の副作用による死亡例が平成21年度から25年度までの5カ年で15例あること。総合感冒薬による症例が1番多くて400例、うち、死亡例は8例、後遺症が残った症例数は9例あったとされています。

また、東京はじめとした幾つかの県の保険医協会として、セルフメディケーションは安易過ぎて危険との見解も明らかにされています。

地方税法は課税権の根拠とされ、ここの処分は各自治体条例によって行われるもので、租税条例主義と言われる理由となっています。

地方税法が改定されれば自動的に市税条例を法に合わせるというのでは、租税条例主義の精神が損なわれるとされています。

市販の医薬品購入を推奨すること。つまり、病院や診療所に行かず、自分で市販薬を購入して、病気を治す国民をふやしていくために、まちの薬局で市販薬を購入した人の税金を優遇することで、病院や診療所を利用する人を削減する、あからさまな医療費削減の誘導策の一環であると思います。

その意味でこの条例案には賛同できないことを申し上げて、反対の討論とします。

◎福井輝夫委員長

ほか、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

他に討論ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第82号伊勢市市税条例等の一部改正について」は、原案どおり可決することに賛成

の方は御起立願います。

〔委員起立〕

◎福井輝夫委員長

起立多数と認めます。

よって議案第82号は原案どおり可決すべしと決定いたしました。

### 【議案第83号伊勢市手数料徴収条例の一部改正について】

◎福井輝夫委員長

次に、43ページをお開きください。

43ページから50ページの「議案第83号伊勢市手数料徴収条例の一部改正について」を御審査願います。御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

討論もないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第83号伊勢市手数料徴収条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で、付託案件の審査は終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告文の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

**【平成28年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について】**

◎福井輝夫委員長

それでは、次に「平成28年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」を御審査願います。

本件につきましては、9月1日の総務政策委員協議会で協議をいたしまして報告を受ける事業を5事業程度とし、その選定については正副委員長に一任されております。

今年度は、お手元お配りした資料に記載の6事業を報告対象の事業といたしたいと思いましたが、御発言はありませんか。

吉井委員。

○吉井詩子委員

施設マネジメント事業の概要のところ、平成27年に策定予定の公共施設等総合管理計画と書いてあるんですけど、これであってるんですか。

◎福井輝夫委員長

暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

◎福井輝夫委員長

休憩を解き、再開いたします。

この辺の文言については、こちらで確認して、またお知らせさせていただきます。

ほかに御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

それでは、他に発言もないようですので、お諮りいたします。

当局から報告を受ける6事業については、出会い結婚支援事業、シティプロモーション推進事業、公共施設マネジメント事業、本庁舎改修事業、防災センター運営事業、避難所等整備事業と決定し、また、本件については、閉会中の継続調査事項として申し出ることと決定しまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

本日御審査いただきます案件はすべて終了しましたので、これをもちまして総務政策委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午前10時26分

上記署名する。

平成28年10月6日

委員長

委員

委員